

Membership Agreement

1. 総則

第1条（定義）

本MEMBERSHIP AGREEMENT（以下「本規約」という）によって定める条項は、株式会社KAMJ（以下「会社」という）が運営する施設（以下総称して「CFMB」という）に適用されるものとします。また外国語との対話形式による本規約において、日本語と外国語による本規約の解釈に疑義が生じた場合には、日本語の解釈が全てのメンバーに適用されるものとします。

第2条（目的）

CFMBのメンバーがクラブ内の施設を利用して、心身の健康維持及び増進、メンバー相互の親睦を図ることを目的とします。

2. メンバー

第3条（入会資格）

CFMBの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。

①15歳以上で本規約を承認し、諸規則を遵守する方。ただし未成年の場合は親権者の同意を必要とします。

②KIDSクラスは5歳以上15歳未満とし、親権者の同意を必要とします。

③暴力団・暴力団員これに準じる者等、反社会的勢力でない方。

④入会の際、氏名・生年月日・住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証名書を提示できる外国籍を有する方。

⑤他のメンバーに迷惑を掛ける恐れがない、またはメンバーとして好ましくない行為をしない、と会社が判断した方。

⑥過去にCFMBで除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認められた方。

⑦次のいずれかに該当した場合、CFMBが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。

（1）集団感染する恐れのある疾患に罹患している方。

（2）上記の他、会社が審査を必要と判断した方。

第4条（入会手続き）

CFMBを利用する方は、本規約を承認の上、入会手続きを行い、所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を行う事によりメンバーとなります。未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して追うものとします。また、入会手続きの際、氏名、生年月日、連絡先電話番号、現住所緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。なおメンバーとなる方は、登録内容が正確であることを保証するものとします。

第5条（諸会費・諸料金）

①メンバーは会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。CFMBは未成年のメンバーの親権者、またはメンバー資格のあるメンバーの家族をメンバーの代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、メンバーの代理人は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

②諸会費・諸料金に掛かる消費税はメンバーの負担とします。なお消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従いメンバーは会社が定めた方法で差額を負担するものとします。

③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。また、CFMBはメンバーの利用権利に応じて入会金を設ける場合があります。入会金の有無、金額は別に定め、メンバー入会時にこれを支払うこととします。入会金は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わずメンバーにこれを返還しないものとします。

④会社はCFMBの運営上必要と判断した場合または、経済情勢等の変動に応じて、メンバー種類の改廃もしくは入会金・諸経費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。

第6条（メンバーシップについて）

CFMBのメンバーシップの種類・期間は別途定める通りとします。

①無制限メンバーについて

（1）クラス・オープンジムは無制限にご利用できます。

②週2回メンバーについて

（1）クラスは週2回、オープンジムは週1回ご利用できます。

（2）週のカウントは日曜-土曜とし、その週に消化できなかったクラスは翌週に持ち越すことはできません。

③1ヶ月プランは、初回のみ選択可能とします。

④メンバーシップのダウングレードを契約期間中に行うことはできません。

⑤メンバーシップのアップグレードは、月末で加入済プランを一度解約していただき、翌月より新たなプランにご加入いただくことで可能とします。ただし、期間は解約前の加入プランと同等かそれ以上とします。

⑥クラスを無断、またはクラスの15分前までに連絡がなかった場合は、キャンセル料が発生します。

⑦KIDSクラスの詳細は別途定めるものとします。

第7条（退会）

①原則、途中退会はできません。ただし、転勤など会社が特別に認めた場合はこの限りではありません。この場合は既に払い込まれた会費はご返金いたします。

②代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けることができません。ただし、入院、転居等メンバー本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。

第8条（メンバー資格の譲渡、相続、貸与）

メンバーは、如何なる場合も、そのメンバー資格を他に譲渡・相続または、貸与することはできません。

第9条（メンバーの休会/ホールド）

①メンバー本人の都合により長期にわたりCFMBを利用できない場合、来店し所定の手続きを完了することで休会することができます。ただし期間は最長1ヶ月とし、休会した分はそのまま振り替えることができるものとします。

②代理人による手続きまたは電話その他方法による申し出は、受け付けられません。

第10条（諸手続き）

①メンバーはメンバー種類・プライベートロッカー・オプションサービス等に関する変更手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。なお、変更契約書の取り交わしは省略するものとします。

②メンバーは入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。

③メンバーの氏名、生年月日、現住所等の個人情報類について、CFMBが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。

④会社がメンバー宛に郵便物で通知する場合、メンバーから届出のあった最新の住所宛に行き、発送をもって効力を有するものとし、不到達等以後の責を負いません。

第11条（メンバー除名）

メンバーが次の何れかに該当した場合は、会社は資格停止処分あるいは、除名処分をなすことができます。また各項に該当し除名を受けたメンバーは、その後会社が運営する全ての施設に入会及び立ち入ることができないものとします。ただし、会社が別途定める基準に準じて認めた場合はこの限りではありません。

①本規約、その他会社が定める諸規則に違反したとき。

②CFMBの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

③諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。

④入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。

⑤会社がCFMBのメンバーとしてふさわしくないと判断したとき。

⑥暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。

⑦他のメンバーに対する迷惑行為、CFMBの運営に支障を与えるような行為をしたとき。

⑧第21条の禁止行為を行ったとき。

⑨その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第12条（メンバー資格喪失）

メンバーは次の場合にメンバー資格を喪失します。

①退会したとき。

②除名されたとき。

③メンバーが死亡したとき。

④CFMBを閉業したとき。

第13条（健康管理）

①メンバーは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

②メンバーは、疾患により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合またCFMB及びサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは、疾患の疑いが生じた場合には、CFMBへ申告するものとします。CFMBはメンバーからの申告または、CFMB及びサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合には、メディカルチェックを実施し、その結果によCFMBの利用に差し支えないことを確認するものとします。

第14条（肖像権）

CFMBでは、広報活動として写真撮影、動画撮影等を頻繁に行いそれらをホームページへアップしたり、SNSへ投稿するだけでなく、商業目的に利用することがあります。

CFMBのメンバーになることで、それらに同意したことになります。ただし、CFMBはこれらの行為をする際は予め、または直前に告知をするものとします。

3.施設・サービス利用

第15条（メンバー外利用者）

会社は、特に必要と認めた場合、メンバー以外の方（以下、ビジターという）にCFMBの見学、施設・サービスを利用させることができます。

第16条（諸規則の厳守）

メンバーはCFMBの施設・サービス利用に際して、本規約及び会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、CFMBでは従業員の指示に従って頂きます。

第17条（入場禁止、退場）

会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることができます。

①本規約及び諸規則を厳守しない方。

②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等の反社会的勢力の方。

③酒気を帯びている方。

④集団感染する恐れのある疾病に罹患している方。

⑤会社が、他の施設利用者に迷惑を掛けると判断した方。

⑥正当な理由なくCFMBの従業員の指示に従わない方。

⑦過去にCFMBで除名の通告を受けた、または除名処分になったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。

⑧第21条で禁止されている行為を行った方。

第18条（損害賠償）

①CFMBの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適切な範囲の賠償をするものとします。

②メンバーがCFMBの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第19条（盗難）

メンバーは、CFMBに設置されているロッカー等をメンバー自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他CFMBの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

第20条（紛失物・忘れ物・放置物）

①メンバーがCFMBの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。

②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

第21条（禁止事項）

CFMB施設内及び、CFMB周辺において、メンバーによる次の行為を禁止します。

①動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬介助犬及び聴導犬を除く）

②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。

③施設内で喫煙をすること。（電子タバコ・無縁タバコを含む）

④CFMBの器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し、施設内に落書きや造作をすること。

⑤所定の場所以外での排泄行為。

⑥他人や従業員、CFMB、会社を誹謗、中傷すること。

⑦許可なくCFMBにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をするなど。

⑧他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊す等、他人が恐怖を感じる危険な行為。

⑨他人や従業員を待ち伏せしたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為

⑩正当な理由なく面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。

⑪他人の施設利用を妨げる行為。

⑫支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設サービスを利用する行為。

⑬その他、CFMBの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

4.施設営業

第22条（営業時間）

CFMBの営業時間は別途定める通りとします。

第23条（休館）

①CFMBは別途予め指定する期間を年次休館（年末年始等）、メンテナンス休館、施設点検日等の定期休館とします。

②①の休館の他CFMBは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

（1）気象、災害、警報、注意報により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき。

（2）行政指導、法令等重大な事由により、やむを得ないと会社が判断したとき。

（3）館内改装、施設の改造または修理、その他の工事による営業が不可能と会社が判断したとき。

③予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。ただし、②（1）及び②（2）の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。

④施設の一部の利用制限ないし、利用停止の措置にとどまる場合には、会社はメンバーに会費を返金しないものとします。

⑤②（1）（2）（3）の事由により月間14営業日（2月は12営業日）以上全館休館した場合は、休館した日数分を振り替えることができます。

第24条（クラブの閉業）

会社は次の理由により、CFMBを閉業することがあります。

①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。

②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

5.その他

第25条（個人情報）

会社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシー遵守するとともに、メンバーの個人情報はじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社ホームページに掲載いたします。

第26条（規約の改定）

会社は本規約を改定することができ、改定された規約は、改定日より全メンバーに適用されるものとします。また、会社が本規約を改定する場合には、改定日の1ヶ月以上前に第27条（告知方法）及び別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法によってメンバーに告知するものとします。

第27条（告知方法）

本規約の改定にあたっては、施設内に掲示し且つ会社のホームページへ掲載することにより、これをメンバーに告知するものとします。

附則

本規約は、2019年11月23日より施行いたします。